

施設・設備維持管理業務一覧

業 務 名	業 務 内 容	回 数
簡易専用水道水質検査業務	当所の簡易専用水道において水質検査（法定項目）、衛生管理検査、書類検査を行う。	各項目年1回
警備保安管理業務	専任の警備員を常駐させ、防火・防犯等施設の安全確保のため、警備保安を行う。	毎日
日常清掃業務	建物の保全並びに衛生、美観の保持のため、業務責任者及び作業員により日常清掃を行う。	休所日及び12／28～翌年1／4までの日を除く毎日
空調及び温水ヒーター（ボイラー）運転管理業務	専任の作業員を常駐させ、①空調設備・ボイラー設備の運転、保守及び監視、②浴室濾過機の運転、保守、監視及び入浴準備を行う。	休所日及び12／27～翌年1／4までの日を除く毎日
汚泥搬出業務	当所の汚水処理施設において、汚水の浄化後に発生する汚泥の搬出・運搬・処理を行う。	年1回
汚水処理施設維持管理業務	汚水処理施設維持管理のため、専任の技術職員が巡回し、①諸機械の調整、点検、確認、注油及び清掃 ②各槽の点検及び調整 ③薬品及び消耗品の補充 ④沈砂等の処分 ⑤清潔の保持 ⑥水質検査等を行う。	週2回以上巡回
消防用設備点検等業務	消防設備について、良好な作動を行うべく、定期的な点検整備を行う。消火器・屋内消火栓設備・ハロゲン化物消火設備・自動火災報知設備・漏電火災警報設備・非常警報設備（放送）・誘導灯・消防機関に通報する火災報知設備等について、非常時に即応できるよう外観、機能及び総合点検整備を行う。また、消防署届出の点検結果報告書を作成する。	年2回
LPガス強制気化装置保守点検業務	厨房等に使用しているLPガス（ブタンガス）は、カロリーは高く気化温度も高いので、強制気化が必要であり、安定した供給をするため強制気化装置の保守点検を行う。	年3回
ガス温水器排ガス測定業務	大気汚染防止法に基づき、排ガス測定を行う。（排出ガス量、排出ガス温度、排出ガス流速、水分量、排出ガス組成、ばいじん、窒素酸化物）	年2回
自家用電気工作物保安管理業務	受配電設備等について、良好な作動を行うべく、定期的な点検整備を行う。母線・引込線・電線・高圧ケーブル・開閉器・避雷器・遮断器・変圧器・配電盤・電気室・蓄電池設備・非常用発電設備等について、破損、漏電、腐蝕を中心に点検を行う。	月次点検（月1回） 年次点検Ⅰ（年1回） 年次点検Ⅱ（年1回）
温水ヒーター（ボイラー）点検業務	温水ヒーター（風呂への給湯用・暖房用）の良好な作動を行うべく、定期的な点検整備を行う。	年1回

業 務 名	業 務 内 容	回 数
浄化槽検査業務	浄化槽の適正な維持管理のため、法定検査を行う。	年1回
敷地内除草業務	利用団体の安全及び景観の確保のため、敷地内の草刈作業を行う。	年1回
特別清掃業務	利用団体に快適に施設を利用していただくため、館内床面（宿泊棟・カリヨンホール・オリエンテーションホール・食堂・体育館・諸室・玄関ホール・廊下・階段等）の洗浄及び樹脂ワックス掛け作業を行う。	随時
灯油地下タンク保守点検業務	温水ヒーター（ボイラー）用灯油地下タンクの保守点検を行う。	3年に1回
施設・設備補修業務	施設・設備について、補修等を行う。大規模なものについては、府が直接行う。	随時
物品修理業務	備え付けの備品等について、修理等を行う。	随時
施設管理用物品購入業務	日常の施設管理に必要な物品を購入する。	随時
全少自連賠償責任保険・全少自連見舞金制度の加入	利用者等の事故等による損害について、施設側に法律上の賠償責任が発生した場合への対応。	年1回
自動車リース代	公用車の（自動車賃貸借契約）に伴いリース代を支払う。	月1回
植栽・山林管理業務	管理区域内の植栽や台風通過後の山林保守（利用者が施設利用するうえで安全性を確保する。）	随時
建築基準法に基づく定期点検業務	建築基準法第12条に基づき、宿泊棟、体育館棟、倉庫棟の建物、諸設備などの定期点検を行う。	年1回又は3年に1回（対象設備等による）
野外施設等保守点検業務	アスレチック、遊具の保守点検、野外炊飯場の保守点検、駐車場管理を行う。	随時